

令和7年度 市民税・都民税・森林環境税 納税通知書を送付

市・都民税(住民税)を個人で納付する方と年金から天引きされる方に、令和7年度の市民税・都民税・森林環境税納税通知書を6月6日に発送します。
☆詳しくは、市民税係へ。

納稅通知書Q & A

- Q. 2月に昭島市に引っ越ししてきました。以前住んでいた市から納税通知書が送られてきたのはなぜ？

A. 住民税は、その年の1月1日現在住んでいる市区町村で課税されます。今年1月2日以降に市外から転入した場合、令和7年度の住民税は昭島市では課税されません。以前住んでいた市などから納税通知書が送られますので、その自治体の支払い方法に従って納付をお願いします。

Q. 給与から天引きされているのに、納税通知書が送られてきたのはなぜ？

A. 給与以外の所得を、確定申告または住民税申告していませんか。給与以外の所得にかかる住民税は、納税通知書での納付となっています。全額、給与からの天引きで納付を希望する方は、市役所市民税係へ連絡してください。

Q. 3月に退職し、退職金から住民税を天引きされました。3月分の給与からも住民税がいつもより多く引かれました。更に今年度の納税通知書が送られてきたのはなぜ？

A. 令和6年度の住民税は令和5年1月～12月の所得を基に計算し、6年6月～7年5月の12回に分けて給与から天引きされています。しかし、今年3

月に退職した場合は、4月・5月に天引きできなかったため、3月分の給与から一括して天引きしました。それとは別に退職金から天引きされたものは、退職金そのものにかかる住民税です。なお、今回届いた納税通知書は、退職前の給与所得(6年1月～12月)を基にした7年度の住民税ですので、納付をお願いします。

- Q.確定申告書や源泉徴収票の控除額と、納税通知書の控除額が違うのはなぜ？**

A.住民税における所得控除の金額は、地方税法で規定されています。地域社会の会費として住民に負担を求めるという趣旨から、社会保険料等控除を除き、所得税の所得控除より低い額となっています。

Q.昨年65歳になり公的年金等を受けていますが、昨年と今年の納め方が違うのはなぜ？

A.公的年金等を受けている65歳以上の方の住民税は、公的年金等から天引きされます。昨年度中に65歳になった方は、昨年中の公的年金等に係る税額のうち半分を今年の住民税の第1期(6月)・第2期(8月)に納付書で納めていただき、残りの半分を3等分にして10月、12月、2月の公的年金等から天引きされます。

Q.森林環境税とは？

A.森林整備などに必要な財源を確保するための国税です。令和6年度から住民税均等割と合わせて課税され(税額1000円)、その税収は地方自治体に分配されます。

課税・非課税証明書のコンビニ交付サービスを一時停止

年度切り替え作業のため、マイナンバーカードを利用したコンビニエンスストアでの課税・非課税証明書の交付サービスを一時停止します。

◆日時 6月4日(水)の午前6時30分～5日(木)の午後11時
☆詳しくは、市民税係へ。

令和7年度 市民税・都民税・森林環境税の課税・非課税証明書を発行

6月6日以降、市役所市民税係、東部出張所、あいぽっく、環境コミュニケーションセンター、緑会館、武蔵野会館で取得できます。また、郵送での請求、マイナンバーカードを利用しての電子申請・コンビニエンスストアでの取得もできます(いずれも市・都民税の申告などをしていない場合を除く)。

☆詳しくは、市民税係へ。

特定創業支援等事業に該当するセミナーです。経営・財務・人材育成・販路開拓など、創業に関する専門的な知識を学びます。

◇日時 7月3日～8月7日
日の木曜日(7月31日を除く／全5回)の午後6時30分～8時30分

◇対象 創業を検討している方、創業後間もない方

◇定員 20人(申込順)

◇申し込み 6月2日～
日に市ホームページ内専用フォームで

☆詳しくは、産業振興係へ。



